

岩手県市町村総合事務組合条例第 8 号（令和 7 年 5 月 27 日公布）

市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（退職報償金支給の制限） 第 8 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略）	（退職報償金支給の制限） 第 8 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 （2）～（5）（略）
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。